平成２８年（フ）第１０１号
奈良市右京４丁目１番地の６
債務者　加田　京清
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１７号
奈良県大和郡山市小泉町東２丁目５番地４
サザンレスト301号
債務者　細田　浩邦
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１８号
奈良県大和郡山市小泉町東２丁目５番地４
サザンレスト301号
債務者　細田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２９号
奈良県生駒市さつき台１丁目680番地128
債務者　山本　結姫
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３９号
奈良県生駒郡斑鳩町稲葉西２丁目１番26―102号
債務者　髙田　徹也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市国安208番地６
債務者　杉浦　明紀
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後289番地３
債務者　井上　伸作
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２８９号
広島市安芸区中野６丁目46番８―201号
債務者　三島　風人
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９０号
広島市安芸区中野６丁目46番８―201号
債務者　三島さやか（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１３号
広島市南区宇品神田２丁目20番18―202号
債務者　吉田良之助
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７０号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番77―312号
債務者　コーワコーポレーションこと　曽我信二
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７１号
広島市西区南観音８丁目５番２―103号
債務者　**廣**瀬百合子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８１号
広島県安芸郡海田町南幸町３番12―202号
債務者　内本　麻子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３号
山口県下関市長崎中央町４番15号
債務者　**原**田　　**諭**
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
愛媛県今治市八町西２丁目４番50号
債務者　藤原　　太
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３０号
愛媛県今治市衣干町３丁目１番47号　ＫＢコート衣干201号　小田方、前住所松山市生石町277番地　メゾン生石205、前々住所松山市南江戸２丁目15―59　リブラＳ―Ⅱ205
債務者　亀田　千明（旧姓赤瀬）
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１３号
高知県安芸市久世町３番２号　横井アパート
債務者　梶原美智子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係